

4 水資源の保全

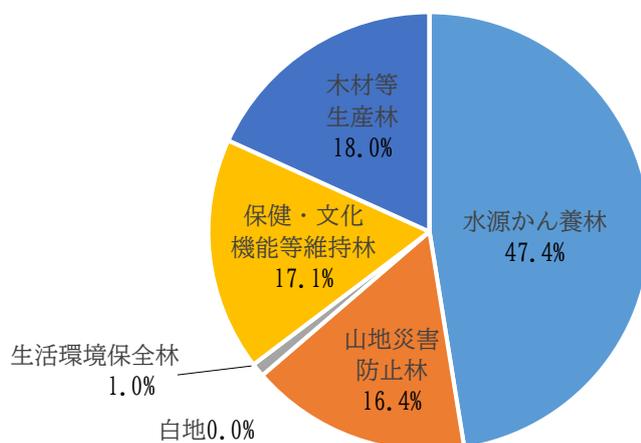
(1) 水源を守る森林

森林は、木材等の林産物を生産する機能のほか、山地災害の防止や快適な環境の形成、自然環境の保全等の公益的機能を有していますが、水源地域の森林では、特に洪水や渇水の緩和、水質の浄化など、水源をかん養する公益的機能の発揮が期待されています。

北海道は面積の約7割を森林が占め、多くは水源かん養林として区分され、森林の適切な整備、保全による水源かん養機能の維持向上が図られています。

また、特に水源かん養機能が求められる森林については、国及び道により水源かん養保安林として指定され、より強く機能の維持向上が図られています。

◆北海道の機能区分別森林面積の割合（令和4年3月末現在）〔図4-4-1〕



(注) 1. 水産林務部林務局森林計画課作成

2. 複数の機能区分に重複して指定される森林もあるため、延べ面積に対する割合です。

3. 森林の機能区分は、林野庁が所管する国有林については北海道森林管理局が、民有林については、市町村が定めています。

4. 四捨五入の関係で計が合わないことがあります。

(2) 水資源の保全等に関する道内市町村の条例制定状況

地下水の取水規制・保全等については、高度経済成長の過程で地下水採取量が増大したことにより地盤沈下が発生するなど、全国的に大きな社会問題となり、法律や条例による規制が講じられてきました。

地盤沈下を防止するための条例（公害防止条例等）は、昭和40年代を主として各地で制定され、10年程前からは、地下水の保全を目的とした条例が各地で制定されています。

道内では、これまで 40 を超える市町村において、地下水を含む水資源の保全等に関する条例が制定されています。

(P42：参考表 4-4-2 参照)

(3) 水資源の保全に関する道の取組み

本道の水資源は暮らしや産業を支える貴重な資源であり、道民のかけがえのない財産です。

近年、水源周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことや、水源周辺には多くの民有地があり、行政の関与がないまま売買される懸念があることから、水源周辺の土地取引について事前に把握し、適正な土地利用の確保を図っていくため、「北海道水資源の保全に関する条例」を平成 24 年 4 月 1 日に施行しました。

本条例に基づき指定されている水資源保全地域は、令和 5 年 4 月 1 日現在で 64 市町村 183 地域となっています。

(P43：参考表 4-4-3 参照)

今後とも本条例の理念を踏まえ、引き続き水資源保全地域を全道に拡大していきます。

【条例の概要】

1. 水資源の保全に関し、基本理念を定めるとともに、道・事業者・土地所有者等・道民の責務を定めています。
2. 水資源を保全するため、関係する施策を総合的に推進します。
3. 水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める地域を、市町村長の提案に基づき、知事が水資源保全地域として指定します。
4. 指定された水資源保全地域内の土地取引行為(売買等)に関して、道への事前届出制を定めています。

※本条例の内容については次の URL からご覧になれます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.html>